

定住促進住宅団地支援事業の 交付申請 お済ですか？

住民票の転入または
転居の届出日から
3か月以内に
申請してください

定住促進住宅団地支援事業とは

事業の目的

この事業は、高岡市が指定した優良な住宅団地において、居住のために土地を取得される方や住宅付き土地を取得される方に対して土地取得費の一部を助成することにより、本市での定住促進と人口増加に資するとともに本市における良好な住宅団地の形成に資することを目的としています。

助成の対象者

同居・借家・間借り等の解消、住み替え、結婚を期にした独立、市外から本市への移住等の理由で本市が指定した住宅団地の土地を取得し居住した方のうち、次の全ての要件を満たす方に助成します。

(助成対象者の要件)

- ① 定住促進住宅団地の指定日から3年以内に取得した土地であること
(指定日は、各団地の開発業者にお尋ねください。なお、取得日は土地の所有権移転日です。)
- ② 土地取得後、3年以内に住宅を建築し居住(住民票の転入または転居の届出日)すること
または、住宅付き土地を取得後、1年以内に居住(住民票の転入または転居の届出日)すること
- ③ 税の滞納が無いこと
- ④ 土地や建物の所有者と居住者が異なる場合、土地の所有者が居住者の2親等以内であること
- ⑤ 取得した土地の面積が150㎡以上であること

※注

- ・助成される回数は、1区画に対し1回のみです。
- ・2区画以上同時取得され、同一敷地として居住する場合は、1区画分のみ助成対象となります。
- ・たかおか暮らし支援事業補助金など、他の補助金と併用できない場合があります(詳しくは建築政策課までお問い合わせください)。
- ・過去に本助成金(旧・高岡市優良住宅団地支援事業助成金を含む)及び、旧まちなか住宅取得支援事業補助金の交付を受けたことがある方は、申請できません。

助成金の算出

助成金の額は、取得した土地の面積に1㎡当たり3,300円を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)とします。ただし、最高限度額は、50万円です。(一部、70万円の団地もあります。詳細は、開発業者にお尋ねください。)

(算出例①)

(算出例②)

$$\boxed{} \text{ m}^2 \times 3,300 \text{ 円} = \boxed{} \text{ 円}$$

(取得した土地の面積を記入)

$$\begin{array}{l} \text{(算出例) ① } 165 \text{ m}^2 (50 \text{ 坪}) \times 3,300 \text{ 円/m}^2 = 544,500 \text{ 円} \longrightarrow \underline{500,000 \text{ 円}} \\ \text{② } 230 \text{ m}^2 (70 \text{ 坪}) \times 3,300 \text{ 円/m}^2 = 759,000 \text{ 円} \longrightarrow \underline{700,000 \text{ 円}} \end{array}$$

※千円未満切り捨て

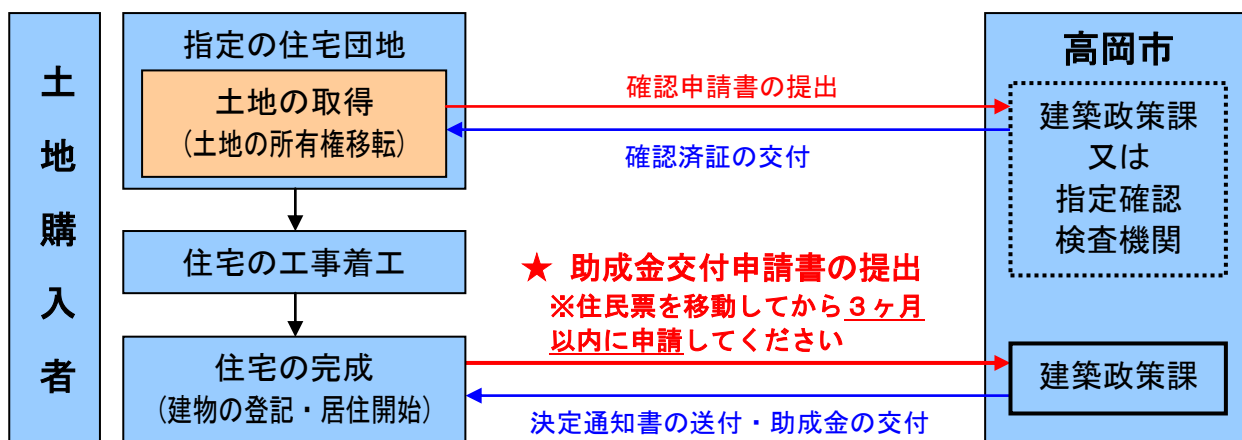
助成金の交付申請期間

指定団地の住宅に住民票を移動してから **3ヶ月以内** に申請してください。

注：申請期間の起算日は、住民票の転入または転居の届出日とします。

※申請手続き等については、裏面をご覧ください。

申請手続き



助成金の交付申請に必要なもの

(1)高岡市定住促進住宅団地支援事業助成金交付申請書

※建築政策課窓口もしくは高岡市ホームページで取得できます

(2)土地及び建物の登記事項証明書（原本提出、コピー不可）

※富山地方法務局で取得できます

(3)居住者全員の住民票（続柄入り、原本提出、コピー不可）

(4)納税証明書（原本提出、コピー不可）

※共有名義、あるいは土地・建物の取得者と居住者が違う場合、関係する方全員の分

※8月～3月申請の場合は当年度分の納税証明書を、4月～7月申請の場合は前年度分の納税証明書を
をご用意ください

※1月1日現在の住所地の市町村で取得できます（高岡市の場合、2階市民税課で取得できます）

(5)土地取得者と居住者が違う場合、戸籍謄本などの続柄を証明するもの（原本提出、コピー不可）

(6)住宅付き土地（建売）を購入の場合、不動産売買契約書のコピー

※(2)～(5)の書類については、本申請における有効期限は発行日から3ヵ月以内のものに限ります

注：上記の必要書類を全て揃えた上で、住民票の転入または転居の届出日から3ヵ月以内に申請してください。郵送で提出される場合は申請期間内必着となります。ギリギリにならないよう余裕をもって申請しましょう。



お問い合わせ

高岡市役所建築政策課

〒933-8601 富山県高岡市広小路 7-50 (6F)

TEL : (0766) 30-7291 FAX : (0766) 20-1477

E-mail : kentiku@city.takaoka.lg.jp